

大財第 116 号

平成 26 年 2 月 14 日

大阪市会議長 木 下 吉 信 様

大阪市長 橋 下 徹

議案第 307 号大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設置に関する協議についての一部修正の承諾を求めることについて

平成 25 年 11 月 19 日に提出した議案第 307 号大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設置に関する協議についての一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会会議規則第 11 条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

附則第 1 項ただし書中「平成 26 年 7 月 1 日」を「規則で定める日」に改める。

理 由

本議案が付託されている民生保健委員会での審議の状況を踏まえ、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設置の準備について調整を行った結果、施行期日の修正が必要となったため

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は修正

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設置に関する協議について（抄）

附 則

（施行期日）

1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条の規定

は、平成26年7月1日から施行する。

規則で定める日

2－5 省 略